県外からのＵＩＪターン者への支援を拡充しました

市では、岩手県の「いわて若者Ｕ・Ｉターン支援金」を活用し、市内への移住・定住及び新規雇用の拡大と定着を促進するため、既存の「花巻市ＵＩＪターン者**就業奨励金**」を拡充した「花巻市ＵＩＪターン者**就業等支援金**」を創設しました。

1　既存の「花巻市ＵＩＪターン者就業奨励金」からの主な拡充点

移住後の要件に**「テレワーク」や「起業」を追加**したほか、**「新卒者枠」の新設や加算金の充実**により、若者や女性、子育て世帯への支援を強化しました。

▼花巻市ＵＩＪターン者
就業奨励金

区分	一般
	５０歳未満
対象者	次のすべてに該当 ・県外から転入 ・転入時５０歳未満 ※新卒者を除く
移住後要件	市内事業所に期間の定めのない雇用契約で就業
支給金額	２５万円
加算金	なし

▼花巻市ＵＩＪターン者
就業等支援金

一般		新卒者
４０歳未満 **拡充**	５０歳未満	４０歳未満 **拡充**
次のすべてに該当 ・過去１０年間のうち、直近１年間を含む通算５年以上県外に在住 ・転入時４０歳未満 ※新卒者を除く	次のすべてに該当 ・県外から転入 ・転入時５０歳未満 ※新卒者を除く	次のすべてに該当 ・県外から転入 ※住民票の異動がなくても対象 ・県外の大学等または高校等に在学（卒業または修了して３年以内を含む） ・転入時４０歳未満
次のいずれかに該当 ・岩手県移住支援金の対象求人に就業 ・専門人材として就業 ・岩手県地方創生起業支援金の交付決定者 ・テレワークによる勤務 ・市内事業所に期間の定めのない雇用契約で就業	市内事業所に期間の定めのない雇用契約で就業	次のいずれかに該当 ・岩手県移住支援金の対象求人に就業 ・市内事業所に期間の定めのない雇用契約で就業
２５万円	２５万円	１５万円
・１８歳～２５歳：５万円 ・女性：５万円 ・１８歳未満の子ども１人につき：２５万円 ・市内事業所へ就業：５万円 ※年齢は４月１日時点	なし	・１８歳～２５歳：５万円 ・女性：５万円 ※年齢は４月１日時点

【問い合わせ】　担当：商工観光部 商工労政課　電話：０１９８－４１－３５３６

2　申請方法など

（1）申請方法
商工労政課窓口またはオンラインで申請してください。
なお、令和８年度の申請期限は令和９年３月１日（月）までです。

▲オンライン
フォーム

（2）返還要件
以下の場合は受け取った支援金を返還していただきます。

・虚偽の申請
・申請日から１年以内に転出
・申請日から１年以内に退職
・申請日から１年以内に岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消し

（3）その他
本制度は令和８年３月１４日以降に転入した方が対象です。それ以前に転入した方は、既存の「花巻市ＵＩＪターン者就業奨励金」が適用されます。なお、東京圏からの移住者を対象とする「花巻市移住支援金」との併給はできません。
「花巻市ＵＩＪターン者就業奨励金」は、就業後６か月経過しないと申請できませんが、本制度では転入（就業）後すぐに申請できます。
本制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▲市ホームページ